

# 公 示

北海道内水面漁場管理委員会 公示第 1 - 5 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 2 項で準用する同法第 64 条第 5 項の規定により、北海道内水面漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 5 年 4 月 5 日

北海道内水面漁場管理委員会  
会 長 野 川 秀 樹

1 開催日時

令和 5 年 4 月 20 日 午前 11 時

2 開催場所

本別海生活改善センター  
（住所 別海町本別海 1 番地の 95）

3 案件

北海道内水面漁場計画（第 8 次共同漁業権）について